

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において2番 阪本君、
7番 中谷和史君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市青少年旅行村設置及び管理条例を廃止する条例）

○議長（中西峰雄君）日程第2 承認第1号
専決処分事項の承認について（橋本市青少年旅行村設置及び管理条例を廃止する条例）
を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（橋本市青少年旅行村設置及び管理条例を廃止する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認することに決しました。

日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（中西峰雄君）日程第3 承認第2号
専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねします。この国民健康保険条例の一部改正ということでありまして、その内容について説明を求めます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）本年3月31日の臨時議会におきまして、非自発的失業者が、

失業された方が社会保険から国保に入るわけですけれども、その場合、在職中と同程度の保険料で国保に加入できるよう、新たな減免制度が設けられたところでございますけれども、この条例改正では一部が対応できない事例が最近になって判明しました。といいますのも、社会保険の場合は医療保険と雇用保険が通常セットになっているわけですけれども、事業所によりまして、医療の部分については本人に従業員が自主的に国保に加入するよう、そして、雇用保険にはその事業所が負担しているという、そういう事例が最近になってわかりました。この場合、国保の場合は継続して加入していることが減免の対象となる条例となっておりますので、途中で解職されて、社会保険から国保に加入するということで本年3月に条例改正していただいたんですけれども、解職と同時に国保に加入する場合には、減免が条例上対象にできないということになりました。それを解消するために、今回、解職と同時に国保に加入し、あわせて減免が同時にできるというふうに改正したものでございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この市独自の減免制度との関係で、今回新しく規則がつくられて、いわゆるリストラに遭った方の対応をしていくということを聞いているんですが、また、この規則についての資料提出を求めているんですが、要綱も引き続きつくるんだということで、提出いただけないんです。そのことは置いておきます。

問題は、リストラをされた方というのは、基本的には失業保険等が支給されておるといふふうに考えるわけです。その場合、他の被保険者の税額との関係で、公平な扱いになるのかと。簡単に言えば、リストラに遭った方の国保税はうんと減額される。失業保険があ

るけれどもされて、簡単に言えば、失業保険よりも所得が少ない人が従来の保険税が課せられるということだとすれば、税の公平という点からも問題があるのではないかというふうに思うんですが、この点いかがですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回の場合は、社保から国保へ切りかわる方を想定しているものでございます。雇用保険とは直接関係ないんですけれども、他のそれ以外の方につきましては、先ほど富岡議員が言っておられましたけれども、市独自の減免基準等もありますので、そちらのほうで対応させていただいているところでございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）この承認案件ですが、いわゆる地方税法の改正によって急を要したということで専決処分されたわけですが、ここの内容を見ておりますと、22年4月1日から適用されているわけですが、専決処分されたのは7月ごろということでお聞きしているんですが、そこら辺、橋本市のこの間の減免対応ができない状況にあったわけですが、何も問題なかったんでしょうか。まずそれが一つと、先ほどの説明では、ちょっともうひとつよくわかりにくいんですが、いつから離職されて、発生した期間というものをどういうふうに理解したらいいのか、その点ちょっと補足で説明していただければと思います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）専決処分は7月20日付で行っております。この自発的失業者の減免につきましてはの地方税法の改正については、本年3月31日に専決して、効力を発揮しておりますけれども、その間社保から国保へ、社保加入の方が失業して国保に入って、事由が発生した時点で減免対応できるのかな

と書いていたら、そういう事例で、事業所に勤めながら、本来は社会保険に加入していただくものが入っていなかったという事例、そういう場合は、条例上継続して国保に入っていないということで対応できないということで、今回対応できるように改正させていただいたところですが、たまたま本市につきましても、こういう対象となる方がおりません。事例がなかったということになりますけれども、これは全国の実例であったということで、こういう方に減免規定が適用できないということで所要の改正、今回国のほうから指示があったところがございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）たまたま、今説明では事例がないということで専決処分されたわけですが、この間やはり、本来であれば4月1日からされるわけですので、早急に専決処分するべきだと思うんですが、もし全国で事例が出ていない場合に、ずるずると、例えば9月議会じゃなしに12月とかいうことでずれてきた場合に、減免できない理由として、本当にその人たちにきちっと説明できるんでしょうか。それがやはりあるんで、たまたま幸いにいなかったということなんですけど、この承認案件を見ていてちょっと僕もどうということかなというふうに感じたので質問させてもらったんですが、そこら辺については、やはりもっと早いこと、専決する分については4月1日からだったらもっと早いことするべきだと思うんです。やはり3カ月遅れるというのは、これはどうなんですか。気がつかないということなんですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）事例が発生というより、いつの時点でそういう問題に気づいたか、ちょっとそこまでは把握していませんけれども、3カ月経過後ということでは

ないんじゃないかと思っておりますけれども。事例が発生して改正が必要だという判断に立ったという認識でおりますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（中西峰雄君）日程第4 承認第3号 損害賠償の額を定めることについて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君） こういう損害賠償発生の場合に、市側にどういう不手際があったのか、額はどういう手続きで確定しているのか、お伺いします。

○議長（中西峰雄君） 建設部長。

○建設部長（樽井豪男君） これにつきましては、道路災害ではありませんで、まず市道認定上の道路、まだ供用開始していない場所でごさいます、歩道のところで段差がございまして、そこでまくれて骨折したということで、これにつきましては各担当部局が本人と面会もし、また医療関係等も計算いたしました、やっと退院されたということで、それにかかった費用ということで78万8,019円ということになっております。

これにつきましては、保険会社とも相談しながら額の決定をして、相手方につきましては市の職員も一緒になって対応をして、こういった額の決定となっております。

○議長（中西峰雄君） 4番 松浦君。

○4番（松浦健次君） 段差があつて危ないんだったら、通行する可能性があるんだったら、それを防止するための措置をしておいたら、こんなことは起こらないのと違いますか。僕は前にも、砂利のところですべて損害賠償とか、グレーチングが、溝ぶたがうまいことになってなくてとか、そういうのがよく出てくるんですけども、こういうのは、防げることは防ぐ、また市民に対するサービスという点でも、やはりもうちょっと配慮していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君） 建設部長。

○建設部長（樽井豪男君） 今回、この物件につきましては、ある程度のバリケード等はしておりましたが、やはりちょっとすき間等がありましたので、その後すべてすき間も埋めて落ちないということまでしております。議員

がおっしゃるとおり、市道の管理等につきましては随時職員も見て回って、穴のあいたところとかというのは補修しながらやっておるんですけども、また各課にも現場に行くときにはどこかがあいておったとかというような報告等をいただければ、すぐ修繕に向かっております。なお、グレーチング等につきましては、よく通常、正常になっているときがあるんですけど、時たま車が行ったときにはねてちょっと先が上がっておったとかという、そういった割と日常のときに見受けられないというのが夜中に起こったりとかいうことで、そういったものもあります。そういったところにつきましては、やはり見回りしながらボルトで固定するとか、絶えず職員が、そういったことで年間700から800箇所の修繕も加えておりますので、なお、さらなる注意を払って現場も見ながら、そういったことのないように努力してまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君） 3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君） 今議会にいただいた自動車事故に対する損害賠償についてという、この報告書のこと、損害賠償ということについていいですか。

○議長（中西峰雄君） それはまた別になりますので。

○3番（富岡清彦君） どこでやればいんでしょうか。

○議長（中西峰雄君） 報告は済んでおりますので。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分事項の承認について(損害賠償の額を定めるについて)を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。